

ボン・クラージュ東北“ワインで乾杯プロジェクト”会員規約

1. (会員規約の適用)

ボン・クラージュ東北“ワインで乾杯プロジェクト”(以下「当プロジェクト」とする)は、この会員規約(以下「本規約」という)を当プロジェクトの運営を円滑に行う為に定めるものである。当プロジェクトに入会と同時に会員は本規約を遵守する義務を負うものとする。

2. (会員)

- 2.1 個人会員は、当プロジェクトの目的に賛同し入会した個人(20歳以上)とする。
- 2.2 法人会員は、当プロジェクトの目的に賛同し入会した法人とする。

3. (会員の資格)

- 3.1 会員はこの資格を第三者に譲渡、貸与、売買等できない。
- 3.2 会員は、会員情報に変更があった場合速やかに当プロジェクト事務局に連絡するものとする
- 3.3 資格は自動継続とする。

4. (入会の申し込み)

入会の申し込みをする場合は、入会申込書および郵便振込み用紙に必要事項を記入し、当プロジェクトに郵送、FAXにて提出することとする。入金確認ができたときに入会が成立し、入会后会員証を発行し会員に送付する。

5. (入会金及び年会費)

会員が既に納入した会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。入会金、年会費は個人、法人会員それぞれ次の掲げるとおりとする。

- | | | | | |
|----------|-----|---------|-----|--------|
| (1) 個人会員 | 入会金 | 10,000円 | 年会費 | 1,000円 |
| (2) 法人会員 | 入会金 | 10,000円 | 年会費 | 2,000円 |
| (3) 賛助会員 | 入会金 | 無料 | 年会費 | 2,000円 |

6. (入会の拒絶)

当プロジェクトは、入会申込者が申込書に虚偽の事項を記載した場合は、入会を認めないことができる。

7. (目的)

当プロジェクトは、下記に関する活動を行い、東日本大震災からの復興に寄与することを目的とする。

- (1) 東日本大震災で甚大な被害にあった三陸地方に、ぶどうの苗を共に植え、共に育て、共に収穫したぶどうでワイン造りを楽しみながら行うことで、復興への更なる活力とする。
- (2) 県内だけでなく、たくさんの方と完成したワインと笑顔で乾杯・楽しむ事に共に向かう事で復興への更なる絆作りとする。
- (3) 三陸の海の幸をより美味しくするこのワインを開発し、三陸の食材と共に発信・PRする事で、更なる三陸活性に繋げる。

8. (除名)

当プロジェクトは、会員が次のいずれかに該当する場合は、当該会員を除名することができる。

- (1) 本規約に違反したとき。
- (2) 他の会員の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、当プロジェクトが不適切と判断した場合。

9. (退会)

9.1 会員は、退会届を当プロジェクトに提出し任意に退会することができる。

9.2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなすことができる。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 正当な理由なく会費を滞納し、催促を受けてもそれに応じず滞納したとき。
- (3) 除名されたとき。

10. (事業年度)

当プロジェクトの事業年度は、毎年1月1日に始まり、当年12月31日に終わる。

11. (総会)

当プロジェクトに総会を置く。

11.1 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 活動計画および予算決定に関する事項。
- (2) 活動報告および決算報告に関する事項。
- (3) その他、運営に関する重要な事項。

11.2 総会の決議は出席会員の過半数以上の承認がなければ変更できない。可否同数の場合は議長の決するところによる。

12. (事務局)

当プロジェクトの事務を処理するため、事務局を置く。

13. (委任)

本規約に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

14. (変更)

本規約は、総会において出席者の過半数以上の承認がなければ変更できない。可否同数の場合は議長の決するところによる。

附 則

この会則は、平成27年1月1日から施行する。